

帝国ホテル人権方針

1. 方針

帝国ホテルは、「国際的ベストホテルを目指す企業として、最も優れたサービスと商品を提供することにより、国際社会の発展と人々の豊かでゆとりある生活と文化の向上に貢献する」という企業理念のもと、社会的課題を意識し、その解決に貢献する活動を行います。また、人権を尊重する心を育む人権啓発活動を通じて、人権を尊重する企業文化の醸成と企業活動全般にわたる人権尊重の取り組みを推進することにより、ステークホルダーに対する人権尊重の責任を果たします。

2. 対象

- (1) 本方針は、帝国ホテルの業務に従事する全ての役員、従業員に対して適用します。
- (2) 帝国ホテルのサービスと商品に関わる全ての人々の人権に配慮します。
- (3) 帝国ホテルのパートナー企業に対しては、本方針の理解と人権尊重に関して理解を深めるよう、継続的に働きかけます。

3. 人権尊重の遵守

帝国ホテルは、人権にかかわる国際的な規範を支持・尊重し、これらの規範に基づいた取り組みを実施します。

- (1) 人身取引および強制労働、児童労働の禁止
- (2) お客様の安全確保と透明性のある情報開示
- (3) 多様性の尊重
- (4) あらゆる形態の差別の禁止
- (5) 公正な採用選考
- (6) 結社の自由および団体交渉権等の尊重
- (7) ハラスメント、不公平な扱いの禁止
- (8) 適正な労働時間の管理と過剰な労働時間の削除
- (9) 最低賃金の確保と生活賃金の支持
- (10) 健康かつ安全な職場環境の確保

4. 人権尊重の体制

人権関連事項に関わる担当役員を委員長とし、各部門長および労働組合執行委員長からなる組織体制を整備し、人権尊重を推進します。

5. 人権デュー・デリジェンス

国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」の人権デュー・デリジェンスの考え方にに基づき、事業活動と関係する人権に対する負の影響の特定、防止、軽減、報告に取り組むとともに、人権に負の影響を与える様々な社会課題の解決に取り組めます。

6. 救済

社内外のステークホルダーからの、人権尊重に反するような行為についての相談・通報に適切に対応します。また、自らの事業活動が人権尊重に反するような事象を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合、その是正、救済に取り組みます。

7. 情報開示

人権尊重への取り組みやその結果について、定期的に情報を開示します。

8. 教育体制

本方針に基づいた行動が帝国ホテルの事業活動に反映されるよう、適切な教育・研修を実施します。

本方針は、取締役会が監督機能を有しているサステナビリティ推進委員会において、2024年3月1日に承認されています。

2024年4月1日
株式会社帝国ホテル